

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

人生は山あり谷ありと言われるよう、いつも同じ状態が続くことはありません。本当に強い企業は、自らを「環境適応業」と定義するように変化に柔軟な対応ができる企業です。これからは人口構成や生活様式、インターネットの発達、教育環境などにより市場は大きく変化していきます。その変化の速度や幅が広い分、心はしなやかでなければなりません。五木寛之は「堅い枝、しなうことが苦手な枝が折れる」と言っています。

組織は小さいほどしなやかで柔軟です。今をチャンスと捉えたいものです。

私の書棚より

○元気を失った企業では、自分の会社を進化させることに必要なガッツ、つまり熱き心や、戦略性を持ったリーダーが枯れてしまい、それが会社をダメにしている。

○開拓者精神を否定し、計算ずくの「転売経営」を行う先に、一体人類の長期の繁栄があるのだろうか。

「日本の経営を創る」

三枝匡&伊丹敬之著

日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□平成 21 年度の税制改正大綱によると、法人や個人が平成 21 年、22 年中に購入した土地を 5 年超保有した後に売却した場合、譲渡益から 1,000 万円の特別控除ができるようになりました。

また、法人や個人事業者が平成 21 年、22 年中に土地を購入した場合、その後の 10 年間のうちに、所有していた別の土地を売却して譲渡益が出ても、そのうちの 80 % (平成 22 年購入分は 60 %) を減額し、その減額した金額を、平成 21 年、22 年に購入した土地の簿価を引き下げるこにより、課税の繰り延べを行います。

□青色事業専従者給与は、その年の 3 月 15 日まで（その年 1 月 16 日以後新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日から 2 ヶ月以内）に所定の事項を記載した書類を所轄の税務署長に提出しなければなりません。また、専ら従事することが、その年を通じて 6 ヶ月を超える期間とされています。

不動産所得の場合には、おおむね 5 棟 10 室以上を貸し付けていなければ、事業として認められませんので、この適用はありません。なお、青色事業専従者として給与の支払いを受けている者については、配偶者控除や扶養控除の対象にはなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○ 1月分の源泉所得税の納付
16日	○ 所得税確定申告の受付
28日	○ 12月決算法人の確定申告 ○ 6月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 3月 2日)
28日	○ 2月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 2月 27日)

今月の贈る言葉『肉体は衰えるが、精神は衰えることはない』 by 田坂広志